

## 厚木市公文書等の管理に関する条例（案）の骨子に対する パブリックコメントの実施結果について

### 1 意見募集期間

令和6年11月18日（月曜日）から令和6年12月18日（水曜日）まで

### 2 意見の件数等

- (1) 意見をいただいた人数 1人
- (2) 意見の件数 1件
- (3) 案に反映した意見の数 0件

### 3 意見と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	反映したもの
1	<p><u>14 電子化の推進(1)について</u></p> <p>行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣）総理大臣決定）によると、「法令等の定めにより紙媒体での作成・保存が義務付けられている場合、電子的管理によってかえって業務が非効率となる場合等を除き、電子媒体により作成又は取得することを基本とする。」とある。</p> <p>公文書管理の将来を見通すと、本条文には、電子媒体で作成することを基本とする等、ガイドラインの主旨に沿った内容にしてもらいたい。</p>	<p>本市では、国のガイドラインを踏まえ、電子化の推進という基本的な姿勢について条例で定めるとともに、御意見のあった内容については、条例の委任を受けた規則で定める予定です。</p>	—

### 4 お問合せ先

- (1) 担当課名 行政総務課
- (2) 連絡先 (046) 225-2280

### 5 結果公開日

令和7年1月23日 公開